

最終（第2回）弁済に関するご質問

《目次》

| | |
|---|---|
| 【弁済金額についてのご質問と回答】 | 1 |
| 【通知についてのご質問と回答】 | 1 |
| 【弁済時期についてのご質問と回答】 | 2 |
| 【弁済金の受取りについてのご質問と回答】 | 2 |
| 【受取口座の確認と変更についてのご質問と回答】 | 3 |
| 【弁済受領口座指定（変更届出）書の記入方法についてのご質問と回答】 | 3 |
| 【口座への弁済ができない場合についてのご質問と回答】 | 4 |
| 【債権者の方が亡くなられた場合についてのご質問と回答】 | 4 |
| 【その他のご質問と回答】 | 5 |

【弁済金額についてのご質問と回答】

Q 0 1 弁済率が 0.9368%となった理由は。

A 更生計画に基づき、更生会社が保有する現預金から、清算手続に必要と見込まれる費用、最終（第2回）弁済に要する費用、第1回弁済の弁済未了金額等を控除して、算出しています。下記をご参照ください。

■最終弁済率の計算式（単位：百万円）

$$\frac{a : 14,875.8 - b : 31.8 - c : 4.3 - d : 792.2 - e : 185.8}{f : 1,479,597.7} = 0.9368\%$$

- a : 全資産の換価・回収が完了した時点の現金・預金
- b : 未払共益債権
- c : 清算手続に必要と見込まれる一切の費用
- d : 最終弁済に要する費用
- e : 第1回弁済の弁済未了の合計額
- f : 弁済対象となる元本等更生債権の合計額

Q 0 2 今後の弁済はあるのか。

A ありません。
今回が最後の弁済となります。

Q 0 3 第1回弁済金額と今回の最終（第2回）弁済金額を足しても債権額とならないが、
どういうことか。

A 債権額から弁済金額を控除したあとの金額については、更生計画に基づき免除されます。よって、残額については、更生会社から支払われることはありません。

【通知についてのご質問と回答】

Q 0 4 「最終弁済のお知らせ」は、いつ届くのか。

A 平成28年6月20日より、順次、発送を行っています。
7月初旬には発送を完了する予定ですので、暫くお待ちください。

Q 0 5 どのような書面が届くのか。

A 更生会社に受領口座を指定していただいている方には、弁済金の振込金額と振込口座を記載した圧着ハガキをお送りしています。

受領口座を指定していただいていない方等には、「最終弁済のお知らせ」「弁済受領口座指定（変更届出）書」を同封した封筒をお送りしています。同封の「弁済受領口座指定（変更届出）書」に必要事項を記載のうえ、ご返送ください。

Q06 「最終弁済のお知らせ」が届かない。

A 平成28年7月20日までにお待ちいただいても届かない場合には、お手数ですが、弊社コールセンター（03-6895-9400）までご連絡ください。

【弁済時期についてのご質問と回答】

Q07 弁済はいつ頃から開始されるのか。

A 既に受領口座を指定しており、口座に変更のない方には、順次弁済を行います。平成28年9月頃の弁済を予定しています。

受領口座の指定がない方、口座の変更を希望される方については、口座の登録手続に時間を要するため、平成28年11月中旬以降を予定しています。

Q08 弁済されたら連絡はあるのか。

A 第1回弁済時と同様、個別の連絡は行っておりませんので、通帳等でご確認ください。

Q09 自分の弁済日を教えてほしい。

A 個別の弁済日のお問合せについては回答できかねますので、ご了承ください。

【弁済金の受取りについてのご質問と回答】

Q10 振込人名義はどうなるのか。

A 「TFKカンザイニンオバタエイイチ」名義です。

Q11 第1回弁済金も受取っていない場合は、合算した金額が振り込まれるのか。

A 第1回弁済金と最終（第2回）弁済金は、個別に振り込みますので、ご確認ください。

【受領口座の確認と変更についてのご質問と回答】

Q 1 2 どの口座に弁済されるのか。口座を変更したいがどうしたらよいか。

A (届いた書面がハガキの場合)

ハガキに記載されている振込口座をご確認ください。

① 記載の口座のままで弁済金の受取りが可能な場合

手続は一切不要です。弁済金が振り込まれるのをお待ち下さい。

② 記載の口座では弁済金の受取りができない場合

口座の名義変更や口座解約等などにより、記載の口座では弁済金の受取りができない場合には、平成 28 年 7 月 29 日（期限厳守）までに弊社コールセンター（03-6895-9400）までご連絡ください。口座変更に必要な書類をお送りします。

書面が到着するまで 1 ヶ月程度かかりますので、ご了承下さい。

(届いた書面が封筒の場合)

同封の「弁済受領口座指定（変更届出）書」に必要事項を記載の上、平成 28 年 9 月 30 日（必着）までにご返送ください。

返送期限までに届かなかった場合、法務局に弁済金を供託致します。法務局から弁済金をお受け取りください。

【弁済受領口座指定（変更届出）書の記入方法についてのご質問と回答】

Q 1 3 弁済受領口座指定（変更届出）書の記入の仕方を教えてほしい。

A 債権者（代理人）の方の住所・お名前はすでに印字されておりますので記載は不要です。弁済金の受領口座を記載いただき、押印欄（債権者本人の場合は債権者名欄、代理人の場合は代理人名欄）に押印（この場合の印鑑は認印で結構です）をお願いいたします。

婚姻等で印字された氏名に変更がある場合は、「変更後の氏名欄」に新氏名を記載いただき、押印をお願いいたします。

振込口座の書き間違いにご注意ください。確実に振込ができるように、振込口座の通帳のコピーを添付してください。通帳のコピーは表紙ではなく、表紙の次ページの

銀行名・支店名・口座番号・片仮名の口座名義が記載されている見開きの部分の添付をお願いします。

通帳原本は、送付しないでください。

Q 1 4 通帳を発行してもらっていないため、通帳コピーを同封できない。

A 口座の通帳のコピーは、万が一、ご記入いただいた内容に誤りがあった場合のために同封をお願いしているものです。

正確にご記入いただければ、同封していただく必要はありませんが、ご心配であれば、キャッシュカード表面のコピーを同封ください。

キャッシュカードそのものは送付しないでください。

【口座への弁済ができない場合についてのご質問と回答】

Q 1 5 平成 28 年 9 月 30 日までに、弁済に必要な書類の提出を行わなかった場合はどうなるのか。

A 法務局に弁済金を供託します。

法務局から弁済金をお受け取りください。

Q 1 6 「供託」とはどのような手続なのか。

A 口座への振込みができなかった方のために、更生会社が供託所（法務局）という国の機関にお金を預ける手続です。預けたお金は、供託所へ請求して受取っていただくこととなります。

供託手続後に、供託通知を送付します。供託所からの受取り方法については、供託通知をご参照ください。

【債権の方が亡くなられた場合についてのご質問と回答】

Q 1 7 債権者が死亡し、相続が発生した。何か手続をしないといけないのか。

A 相続の手続が必要となります。

亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本等を取得していただき、どなたが弁

弁済金に関する権利を相続されたかがわかる資料をすべて提出していただく必要があります。

弁済金の受け取りを希望される場合には必要書類をご案内いたしますので、お手数ですが、平成 28 年 7 月 29 日までに、弊社コールセンター（03-6895-9400）までご連絡ください。

【その他のご質問と回答】

Q 1 8 更生計画（案）を紛失したが、確認するにはどうしたらよいか。

A ホームページの「更生計画案（要旨）」をご覧ください。

Q 1 9 今から債権届出をすることはできないか。

A できません。

平成 23 年 7 月 22 日付で、更生計画案を決議に付する旨の決定がでており、その後に債権届出をすることはできません（会社更生法 139 条 4 項）。

Q 2 0 最終（第 2 回）弁済金を受取った以降も、氏名や住所に変更があった場合には、連絡が必要か。

A 必要ありません。最終（第 2 回）弁済金を受け取られた方に、今後当社から連絡を差し上げることは原則ありません。

Q 2 1 弁済金を受取った場合、領収証の発行は必要か。

A 必要ありません。

以上